

米軍再編に係る新田原基地への訓練移転等に関する協定

米軍再編に係る米軍機の航空自衛隊新田原基地への訓練移転等に関し、福岡防衛施設局長と新富町長、西都市長、宮崎市長、高鍋町長、木城町長の間で、下記のとおり協定する。

記

1 騒音対策

国は、訓練の移転等に伴う騒音について、地元要望を踏まえ、周辺住民の生活への影響に配慮し、騒音の実態調査を実施するなど所要の措置を積極的に講ずる。

2 安全対策

(1) 国は、訓練移転期間中における事件及び事故等の事態が発生しないよう適切に対処するため、関係機関との間で所要の連絡体制を整備するとともに、安全対策等に努めることとする。

なお、万が一、事件及び事故が発生した場合には、速やかに関係機関に対し通知するとともに、適切に対応する。

(2) 国は、周辺住民の不安を解消するため、局職員を現地に派遣し、訓練移転の期間中における行政機関への連絡や周辺住民への対応などに万全を期す。

3 地域振興策等

国は、地元の要望に配慮し、閣議決定（平成18年5月30日付「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」）を踏まえ、所要の措置を講ずるよう最大限努力する。

4 移転される米軍機の訓練形式等

(1) 航空自衛隊新田原基地においては、日米地位協定第2条4（b）の施設・区域として、米軍機による移転訓練を行う。

(2) 移転訓練は、航空自衛隊との共同訓練（関連活動を含む）とする。

(3) 共同訓練の期間は、訓練1回当たり約1日～15日、年間合計56日以内とし、使用に応じた展開と撤収に要する期間を別に考慮する。

(4) その他の態様については、共同訓練に参加する航空自衛隊と同様の態

様とする。

(5) 国は、訓練計画の概要について、事前に地元自治体へ通知する。

5 緊急時使用への対応

国は、緊急時使用への対応について、その内容が分かり次第、速やかに地元に対し、可能な範囲で説明する。

附 則

- 1 本協定の内容を見直す必要が生じた場合には、当事者間で協議するものとする。
- 2 本協定の趣旨を尊重し、かつ誠意をもって履行するものとし、その証として本書6通を作成し、当事者署名捺印の上、各1通を保有する。

平成19年 4月16日

福岡防衛施設局長

永井 伸明



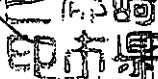
新富町長

土屋 良文



西都市長

橋田 和実



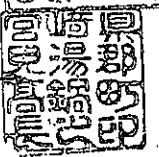
宮崎市長

津村 重一



高鍋町長

小澤 浩一



木城町長

田口 晃文



立会人

宮崎県知事

東田原 草太

